

報告第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月15日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年12月8日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

職員の職務上の過失に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和2年10月19日 午前10時頃

2 事故発生の場所

つくば市立豊里中学校（つくば市高野1213番地）

3 相手方

(1) 住所 茨城県つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

駐車場付近の草地において、学校管理員1名が刈払機を用いて除草作業を行っていたところ、小石を飛散させてしまい、校内駐車場に停車していた相手方車両の助手席側の三角サイドガラスに当たり、ひび割れを生じさせたもの。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金22,550円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。